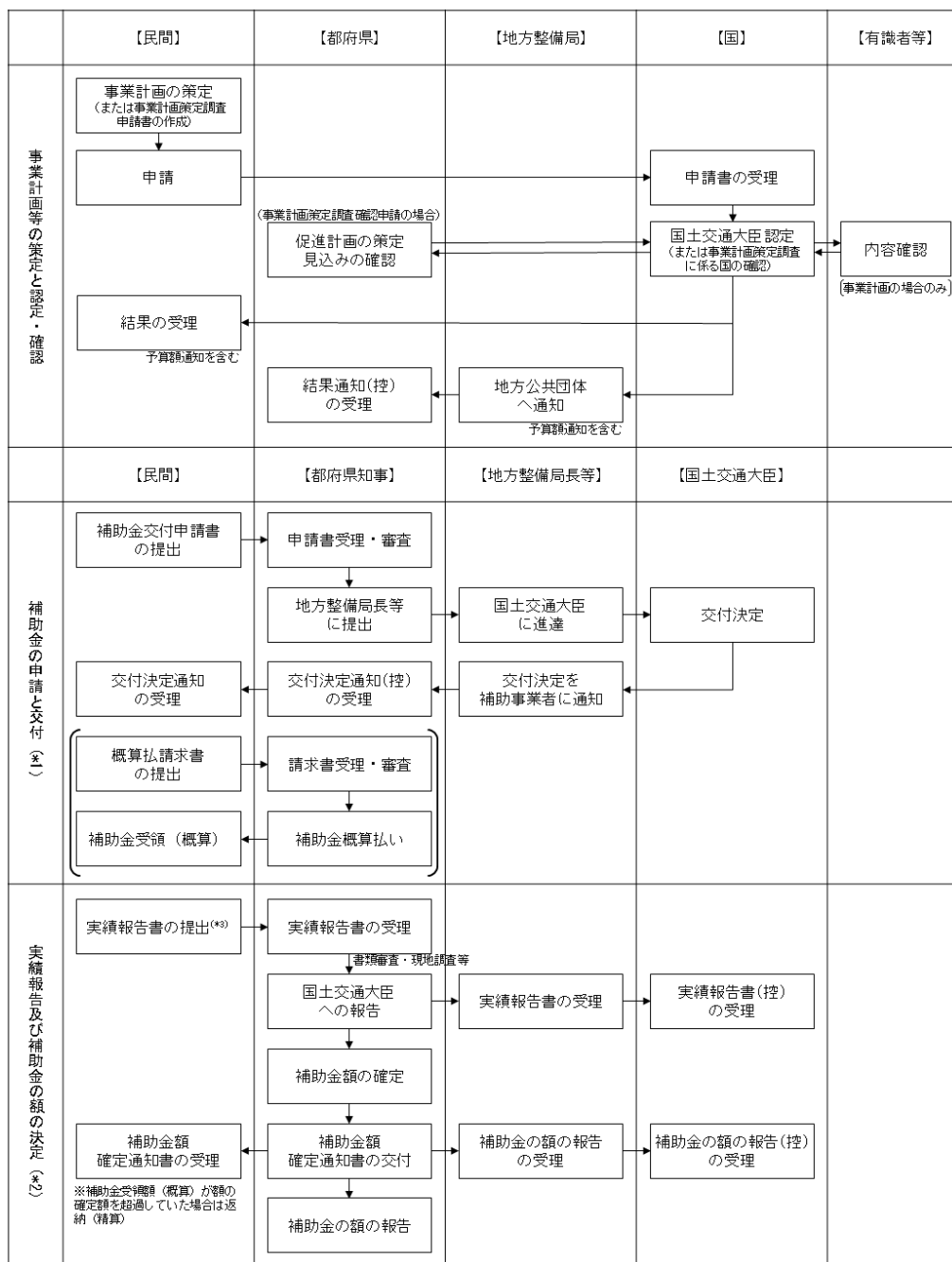


実施フロー（民間事業者等への直接補助の場合）



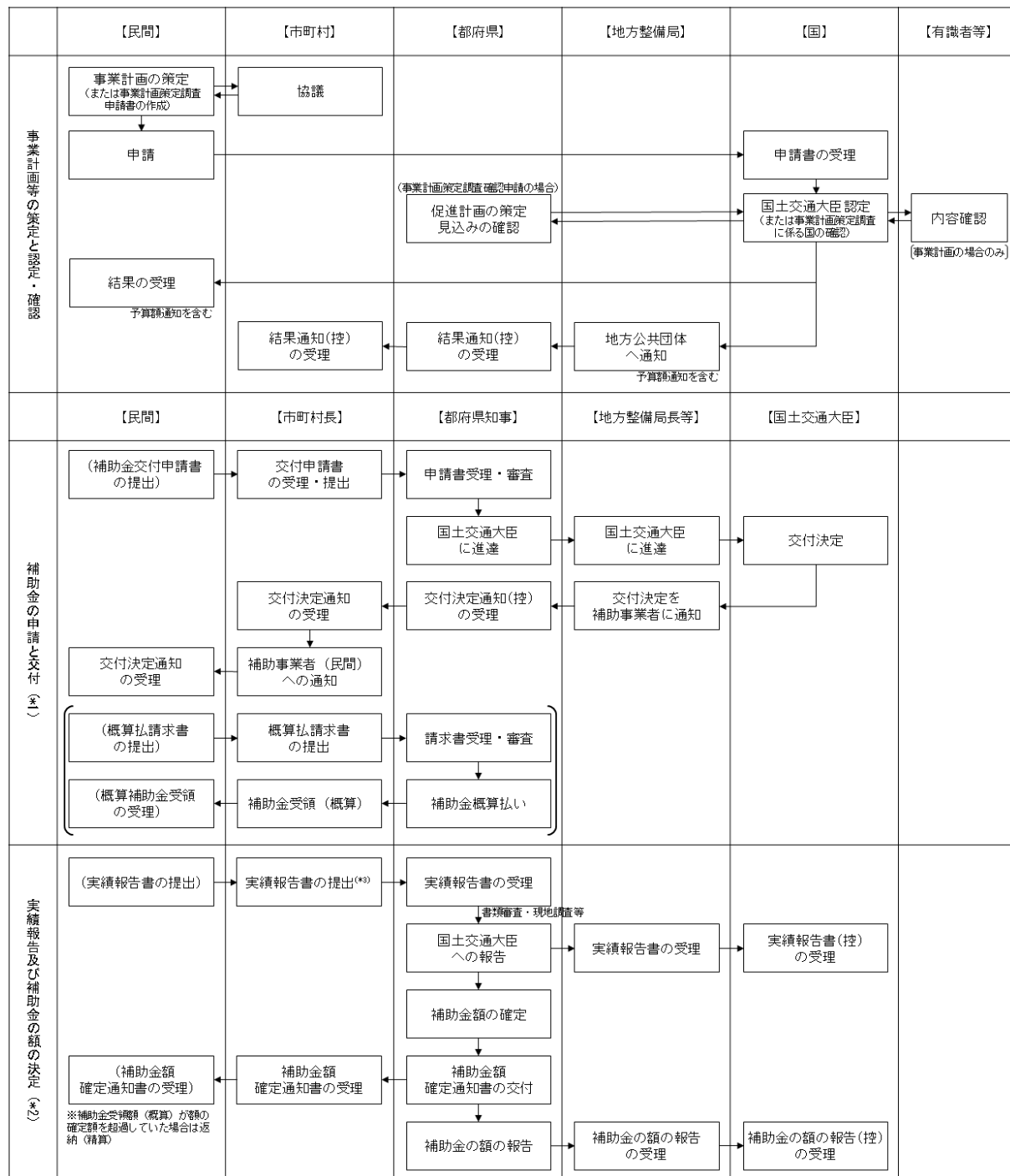
*1：都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成 13 年 6 月 27 日 国都総第 2000 号）、都市局所管国庫補助金（調査費関係補助金）の交付申請等の取扱いについて（昭和 53 年 6 月 6 日建設省都総発第 208 号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく

*2：都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて（昭和 45 年 6 月 23 日建設省都総発第 171 号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく

*3：補助事業が完了した日から起算して 1 箇月以内又は完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出

実施フロー（民間事業者等への市町村*からの間接補助の場合）

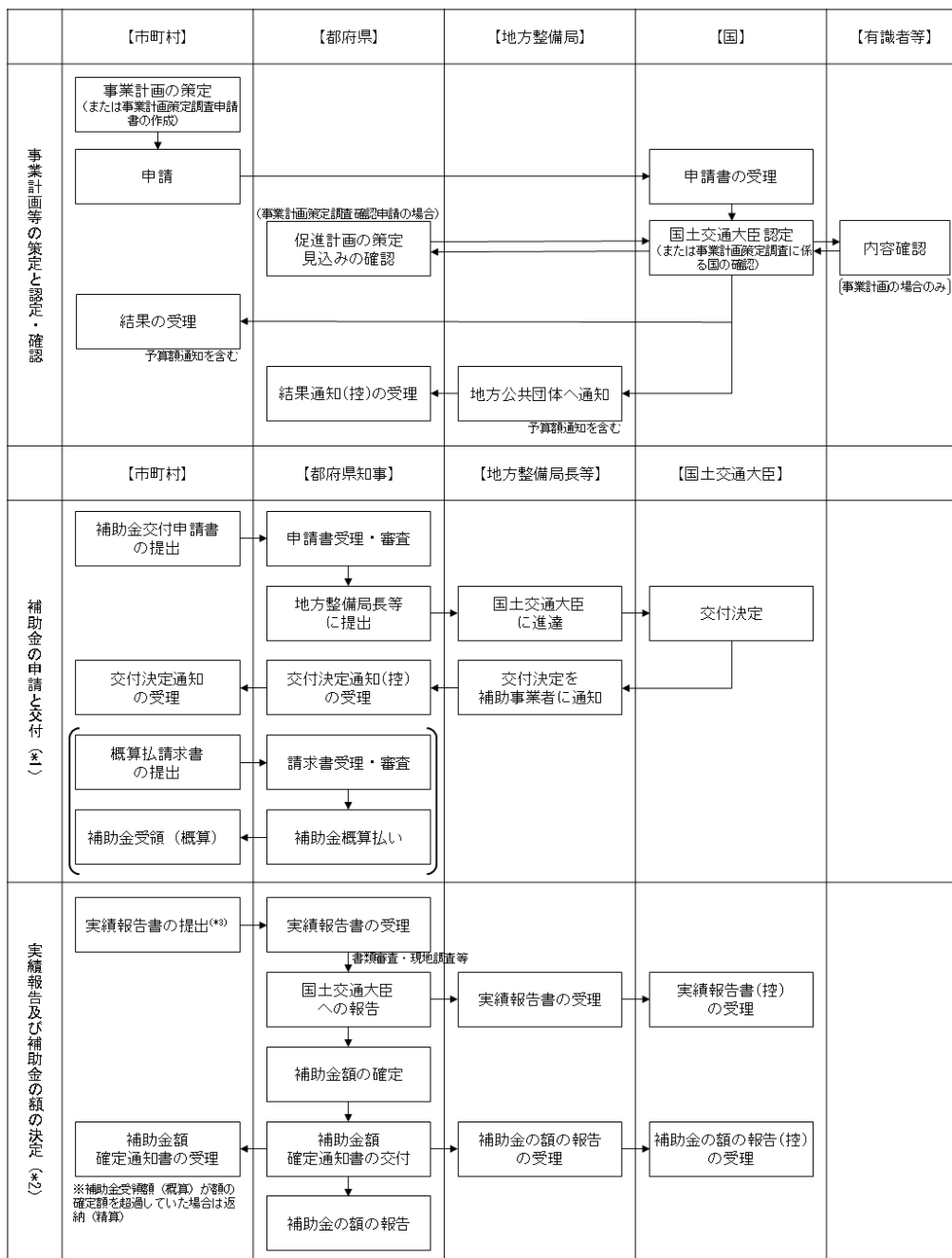
- * 都府県及び指定都市からの間接補助の場合は「補助金の申請と交付」以降の【市町村】を【都府県】に、【都府県】を【地方整備局長等】に読み替えるものとする
- * 指定都市区域内で実施する場合は、「補助金の申請と交付」以降の【都府県知事】を【指定都市の長】に読み替えるものとする。但し概算払フローの読み替えは行わない。



- *1 都市局所管国庫補助金交付申請等要領(平成13年6月27日 国都総第2000号)、都市局所管国庫補助金(調査費関係補助金)の交付申請等の取扱いについて(昭和53年6月6日建設省都総発第208号)および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
- *2 都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて(昭和45年6月23日建設省都総発第171号)および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
- *3 補助事業が完了した日から起算して1箇月以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出

実施フロー（市町村*が実施する場合）

- * 都府県または都市再生機構が実施する場合は、「事業計画等の策定と認定・確認」の【市町村】を【都府県】または【都市再生機構】に読み替えるものとする
- * 都府県及び指定都市が実施する場合は「補助金の申請と交付」以降の【市町村】を【都府県】に、【都府県】を【地方整備局長等】に読み替えるものとする
- * 都市再生機構が実施する場合は「補助金の申請と交付」以降の【市町村】を【都市再生機構】に、【都府県】を【国土交通大臣】に読み替えるものとする



- *1 都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成 13 年 6 月 27 日 国都総第 2000 号）、都市局所管国庫補助金（調査費関係補助金）の交付申請等の取扱いについて（昭和 53 年 6 月 6 日建設省都総発第 208 号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
- *2 都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて（昭和 45 年 6 月 23 日建設省都総発第 171 号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
- *3 補助事業が完了した日から起算して 1 箇月以内又は完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出